標柱四号から四九度〇〇分四八秒　五号
八四・一二六メートルの地点
標柱五号から一三三度〇六分三二秒　六号
一〇七・六三一メートルの地点
標柱六号から一六〇度二一分〇二秒　七号
一六五・九二〇メートルの地点
標柱七号から一一三度三八分一九秒　八号
八一・七二八メートルの地点
標柱八号から二一五度三〇分五〇秒　九号
一二八・五四八メートルの地点
標柱九号から二五一度〇七分四八秒　十号
七三・四五二メートルの地点
標柱十号から二八二度三三分一九秒　十一号
三四九・四一二メートルの地点
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
穴沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県新発田市大字横山字伊勢沢一〇八九の一地内四等三角点伊勢沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一三〇度五八分四三秒　一号
〇・六七六メートルの地点
標柱一号から三四九度四一分二四秒　二号
二三〇・四一三メートルの地点
標柱二号から三三四度二五分三四秒　三号
四〇四・二四〇メートルの地点
標柱三号から三五四度二八分五一秒　四号
三一三・八〇四メートルの地点
標柱四号から三二四度五五分二一秒　五号
一七二・九四四メートルの地点
標柱五号から六八度二分一五秒　六号
五九・七四六メートルの地点
標柱六号から三三二度五四分三一秒　七号
八七・六一三メートルの地点
標柱七号から五二度七分三〇秒　八号
二二・八〇四メートルの地点
標柱八号から一四五度五七分二八秒　九号
六七・七〇二メートルの地点
標柱九号から一一六度三三分五四秒　十号
八〇・七二二メートルの地点
標柱十号から一三七度九分五秒　十一号
六六四・九三七メートルの地点
標柱十一号から一七五度五五分四二秒　十二号
一七六・六一一メートルの地点

標柱十二号から一九一度五六分四八秒　十三号
二八〇・七三五メートルの地点
標柱十三号から二〇〇度四四分五六秒　十四号
一五四・七二五メートルの地点
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
日光沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県新発田市大字横山字伊勢沢一〇八九の一地内四等三角点伊勢沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七〇度三四分三八秒　一号
七二一・一〇〇メートルの地点
標柱一号から二六九度五七分四秒　二号
二五一・五一六メートルの地点
標柱二号から三四五度四七分一秒　三号
七六・四九六メートルの地点
標柱三号から三二〇度二九分五〇秒　四号
一三五・五九八メートルの地点
標柱四号から三三五度四六分三秒　五号
一七六・六一七メートルの地点
標柱五号から三一七度九分五秒　六号
六六四・九三七メートルの地点
標柱六号から三五七度五四分二六秒　七号
八二・一五五メートルの地点
標柱七号から三一三度五三分九秒　八号
一二五・一一一メートルの地点
標柱八号から二度四三分三五秒　九号
二六九・三一一メートルの地点
標柱九号から四七度五四分一九秒　十号
一一三・七七一メートルの地点
標柱十号から八四度一〇分五九秒　十一号
二九四・二八四メートルの地点
標柱十一号から一一度二二分九秒　十二号
一九八・五八〇メートルの地点
標柱十二号から一五八度四五分三〇秒　十三号
一六五・三三二メートルの地点
標柱十三号から一一九度二七分三二秒　十四号
七七・〇六四メートルの地点
標柱十四号から一四〇度八分五秒　十五号
一四一・五一五メートルの地点
標柱十五号から一七一度五四分七秒　十六号
一七四・二二三メートルの地点
標柱十六号から一六三度三一分四二秒　十七号
三三二・七五〇メートルの地点

標柱十七号から一八三度三五分二九秒　十八号
一八八・三七〇メートルの地点
標柱十八号から一七五度一〇分九秒　十九号
一四六・五九〇メートルの地点
標柱十九号から一四二度一七分八秒　二十号
一五八・三九八メートルの地点
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森残川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県西置賜郡小国町大字白子沢元森残字西長畑地内一級基準点1―2を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百五十四号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から一四八度一五分一五秒　一号
二一五・八一八メートルの地点
標柱一号から二〇二度〇七分一七秒　二号
五〇七・四六九メートルの地点
標柱二号から一八六度四七分〇〇秒　三号
二三二・二三一メートルの地点
標柱三号から一九七度四〇分三三秒　四号
四四七・七四六メートルの地点
標柱四号から一四七度一九分四八秒　五号
二三一・二八一メートルの地点
標柱五号から一七八度二八分二六秒　六号
六九一・〇七一メートルの地点
標柱六号から二六八度二八分二五秒　七号
四〇〇・〇〇〇メートルの地点
標柱七号から三五八度二八分二五秒　八号
六二七・〇六八メートルの地点

○国土交通省告示第四百五十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年四月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4750号	船外機（小型船舶用）	00202F	THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	キャブレターの変更

○中国四国厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十五年四月二日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十九日

変更前の名称	変更後の名称	所在地
中国四国厚生局長　川尻　良夫		
独立行政法人国立病院機構愛媛病院	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	愛媛県東温市横河原三六六

標柱八号から二六二度四三分一〇秒　九号
三一〇・七七九メートルの地点
標柱九号から三五二度四三分一一秒　十号
四〇〇・〇〇一メートルの地点
標柱十号から八二度四三分一一秒　十一号
二五二・七六一メートルの地点
標柱十一号から一七度四〇分三三秒　十二号
四一一・〇三一メートルの地点
標柱十二号から六度四六分六〇秒　十三号
二四七・九五六メートルの地点
標柱十三号から二二度〇七分一七秒　十四号
五六一・三三一メートルの地点

○国土交通省告示第四百五十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年四月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　5
(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人　全国防水工事業協会
(三)　変更年月日　平成二十五年四月一日
(一)　登録番号　25
(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人　日本グラウト協会
(三)　変更年月日　平成二十五年四月一日